

お手数ですが、職場で回覧してください

千葉県職労情報 第338号

2006年10月13日 千葉県職員労働組合

TEL 043-223-4608 FAX 043-224-5475

Eメール: honbu@chibakensyoku.jp

ホームページ URL <http://www.chibakensyoku.jp/>

一人で悩ん

でいないで、
県職労に相談
してください

職員の生活改善を奪う不当勧告 企業規模50人以上に引き下げ

**県独自削減により+9,086円 (+2.18%)
企業規模100人以上なら+3,719円 (+0.87%)**

千葉県人事委員会は、10月13日、知事と県議会議長に対して「職員の給与等に関する勧告および報告」を行いました。

その内容は、①公民較差を0.02%（70円）とし、基本給と一時金の据え置き、②第3子以降の子等の扶養手当を1,000円引き上げ、③地域手当の平成19年度支給割合の改定、④管理職手当の定額化、などを勧告しました。

今年の勧告は、私たちの強い反対にもかかわらず、官民の比較企業規模を「100人以上」から「50人以上」に引き下げました。従来の比較方法であれば、基本給0.87%（3,719円）・一時金0.05月の改善となるものです。「民間との均衡」を言いながら、長年定着してきたその調査対象、方法を一方的に変更、「はじめに引き下げありき」で行ったきわめて意図的な「ベアゼロ勧告」であり、県職員の生活と権利を二重に踏みにじる暴挙です。

また、私たちは、県独自削減後の給与実態に基づく引き上げ勧告を強く求めましたが、削減がない場合の公民較差が2.18%（平均9,086円）もありながら、報告で「早期に解消すべき」と述べるに留まりました。県人事委員会の存在を無視した県当局による「独自削減」について、その撤回に言及しないことは、労働基本権制約の「代償」である第三者機関としての責任を放棄するものです。地域手当について、平成19年度の支給割合をそれぞれ1%引き上げましたが、昨年新たに「格差地域」とされた市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市の4市については現行のままであり、また、3%の県内格差もそのままです。「ただちに全県一律支給を」求める県職員・教職員全体の切実な声に、耳を貸そうとさえしないこうした姿勢は、きわめて不当です。

（詳細は、後日千葉県職号外で）



9月15日、地公労人事委員会要請